

日本知的財産仲裁センター名古屋支部
知財侵害訴訟の実務に関する講演会開催のご案内

「東京地裁における最近の侵害訴訟の実務
(無効事由の審理判断に力点をおいて)」

講師 高部 眞規子 判事 (東京地方裁判所)

日本知的財産仲裁センター名古屋支部では、これまで当地区における知的財産紛争に関する調停、仲裁などの実務上の運営以外にも、知財問題に関する研修、啓蒙活動などを行ってまいりました。

今回は、第1審における知財侵害訴訟の実務に関して、高部判事の講演会を開催致します。

平成16年の特許法改正により、104条の3が新設され、今後無効判断がどのようになされるのか関係者の関心が高まっているところでもあります。高部判事は、この問題の出発となるキルビー最高裁判決に最高裁調査官として関与され、現在東京地裁民事47部(知財部)の裁判長として侵害訴訟の現場を担当されておられます。

高部判事から侵害訴訟の現状をうかがうことは、知財紛争の実務を知る上で極めて有益と考えます。

日 時 2006年8月7日(月)

午後3:00~5:00(開場2:30)

場 所 愛知県産業貿易館 西館10階 大会議場

参加費 無料

(資料が厚くなる場合は、資料代1000円が必要になることも了承下さい)

参加人員 250名(申込先着順、定員に達した場合、締切日前に受付を中止させていただきます。)

参加方法 7月31日(月)までに下記申込書に記入のうえ事務局宛FAXにてお申し込み下さい。

問合せ先 〒460-0001 名古屋市中区三の丸1-4-2

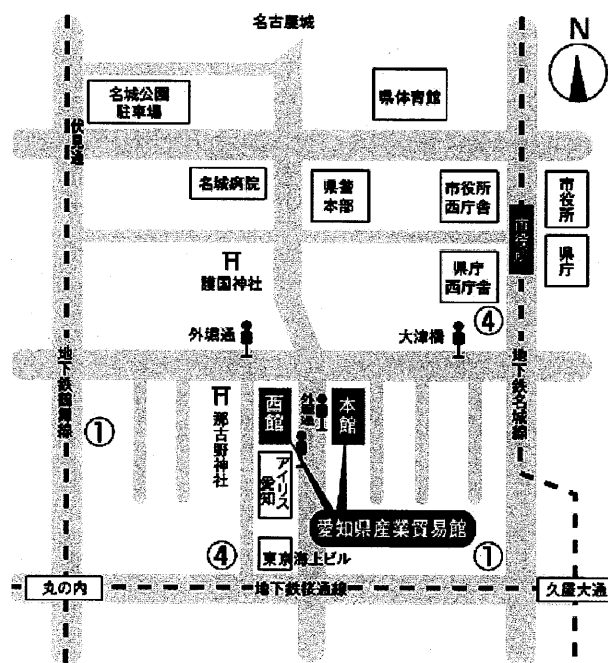
日本知的財産仲裁センター名古屋支部事務局

TEL:052-203-0698 FAX:052-204-1690

主催 日本知的財産仲裁センター名古屋支部

協力 愛知県弁護士会 日本弁理士会東海支部

弁護士知財ネット



日本知的財産仲裁センター名古屋支部 事務局行

講演参加申込書 切り離し不要、そのままFAX下さい

ご氏名	ふりがな
ご連絡先(弁護士弁理士以外) TEL:	E-mail:
ご職業 ☐ 弁護士(所属会) ☐ 弁理士 ☐ 企業団体 企業団体の方は、企業名 部署アンダーライン上に記載をお願いします	

※この参加申込書に記載いただいた個人情報は、参加人数の把握及び受付、今後同種企画の案内にのみに使用させていただきます。